青森県の学校事務の共同実施の全体像（例）

市町村教育委員会

○共同実施に係る関係規則の整備（学校の管理に関する規則、共同実施組織運営規程等）
○共同実施組織の設置（共同実施グループ（拠点校や責任者等の指定を含む。）、推進協議会等）
○共同実施に係る物品等の整備、研修の実施

青森県教育委員会

○共同実施に係る条件整備
・モデル案の提示
・兼務発令
・加配職員の配置等

指導・助言

教育事務所

○共同実施に係る支援
・研修の実施
・事務処理の支援

学校事務共同実施推進協議会

市町村教育委員会教育長等
共同実施グループの校長
共同実施グループの事務職員など

○共同実施の実施計画の協議
○共同実施の業務内容の協議（学校の管理運営の支援、教育活動の支援等）
○共同実施グループの成果・課題の協議

助言

校長会

共通理解・連携強化

○○地区共同実施グループ（A～D校）

- **A校**（拠点校）校長 事務職員
- B校（連携校）校長 事務職員
- C校（連携校）校長 事務職員
- D校（連携校）校長 事務職員

△△地区共同実施グループ（E～H校）

- F校（連携校）校長 事務職員
- **E校**（拠点校）校長 事務職員
- G校（連携校）校長 事務職員
- H校（連携校）校長 事務職員

・１～３の中学校区単位を基本として共同実施グループを編成する。
・**共同実施グループに拠点校１校を指定する。拠点校の校長はグループを総括する。**
・拠点校以外は連携校となる。グループの各校長は共同実施の業務を監督する。
・グループの責任者（グループリーダー）等を指定する。

《業務形態等》
・共同実施計画に基づき、定例会議等の開催を通じて業務を実施する。
・各事務職員は**共同実施グループを構成する全学校を兼務**する。

※　業務内容は、市町村教育委員会及び校長と十分協議して決定する。
　また、**共同実施の取組が、校長の理解の基に、学校全体（全教職員）の取組となるよう留意する。**